

役員 の 定年制 に 関する 内規

第1条 この内規は、寄附行為施行細則第2条第1項及び第3条第1項の規定に基づく
理事及び監事の選出基準に関し、定年に関わる事項を定める。

第2条 理事は就任時において、その年齢が70歳未満とする。ただし、特別な事情があ
る場合には、2名以内について70歳を超えて就任することができるものとする。

第3条 監事は就任時において、その年齢が70歳未満でなければならない。

第4条 任期期間中において満70歳に達した場合であっても、その任期期間は理事及び
監事として在任するものとする。

附 則

1. 平成11年12月13日制定。
2. この内規は、次の改選時から適用する。